

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

終わります。

議長（小永正裕君）

これで村越比佐夫君の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休憩 12時 02分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

それでは、質問致します。

極めて常識の質問でございまして、こんな質問をすること自体恥ずかしいかも分かりませんが、まあよろしくお願ひします。

質問する前にですね、若山線でこの前に転落しました方が、とうとう10日ぐらい前に亡くなりまして、葬儀を行いました。同じ部落に住む大先輩でございましたので、私は大変残念に思い、こういったことに至るにはさまざまな原因があろうかと思いますが、大変憤りを覚えております。そのつもりでですね、答えてもらいたいと思います。

それでは、1番。行政の在り方。カッコ1、憲法第16条に定める請願をいかに解釈していますか。

1回目を終わります。

議長（小永正裕君）

全部。

（矢野議員より「かまん」との発言あり）

1、カッコ1、2、3とありますが。

（矢野議員より「かまん、1番でえいがやき」との発言あり）

いいですか。1番だけでいい。

（矢野議員より「これが一番大事なとこやき。後、次に2番、3番をやります。一番大事なとここは。だから1回目で、1回を切りたい。後、だから2回しかできないわけよ。了解です。ほかはなんぼやつたち意味ない。ここがはつきりせらったら。」との発言あり）

答弁を。

渕本副町長。

本庁副町長（渕本 造君）

それでは、私の方からまず答弁をさせていただきます。

まあ前段ですね、矢野議員も大変長い間、議会の事務局長を致しておりまして、法律条例規則等大変熟知された議員であろうと思います。私も10年間議会の事務局で大変議員の皆さんにお世話になっております。そう

したことから、議員にお答えするのは私迦に説法というようなことになろうかと思ひますけれども、よろしくお願ひを致したいと思ひます。

それでは、第1点目の通告に従いまして、お答えをさせていただきます。

まず、第1に憲法第16条に定める請願についてでございますが、私どもはこのように解釈をしております。請願につきましては、まず国民に認められた憲法上の権利の1つでありまして、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないという条文どおりの認識を致しているところであります。

以上です。

(矢野議員より「町長はないですか。町長はないですか。町長はないんですか」との発言あり)

議長（小永正裕君）

町長、答弁はりませんか。

町長。

町長（下村正直君）

今、副町長がお答え致しましたと全く一緒の認識でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

矢野です。ご承知のようにこのわが国の憲法は、一番大事なのは条文16条とは言いましたけれども16条を理解するためには前文が分かってないということは、町長分かっちりまするう。私も静かに言いたいけどね、そういうわけには、さっちその言えんような形で言われるき困るわけよ。この憲法は前文が大事ながですよ、前文が。いかなる差別も受けないというがは、そんなことはそこ書いちゅうき分かっちょうがで。そのためにはね、助役、いらんこと言うと困るわけよ。前文があるんだから。憲法を理解するためには前文を理解していくかんじでしょ。わしはね、憲法学者やないけど、普通の人間ですよ。普通の人間がこれ読むときに、その前文から始めてこらいいかんがやないです。私はその後の方の、そういう差別受けんちよなそういうことを言いようわけじやないがですよ。それでね、この前文というのはね、まあ大体、みんな持っちゅうがですよ。その正当に選挙された、これ国会における代表者を通じて行動しと、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果とわが国全土にわたって自由のもたらす恵澤を確保しですよ、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに、こっから大事なんです、主権が国民に存することを宣言しですよ、この憲法を確定すると。そもそも国政は国民の厳肅な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受するとあるんです、ね。これは、人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらは、ですよ、われらはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除するとある。この16条を解釈する、16条およびその他の条文を解釈するにあたっては、前文をですね、ちゃんと言うてもらわな困るわけよ。それはね、私言つてもらいたかった。言ってもらうことに意義があつたんですよ。残念ながら言ってもらえなかつた。だからね、私はね、大変心配ですね。ずうっとよ、行政がおかしいわけよ。ずうっとおかしいですよ。それで、まあ、16条は先ほど副町長からお話がありましたので、これ平穏に請願する権利を有しと、こういうことですね。平穏だそうです、要は。

それからですね、93条の2項ですね。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、この地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。町長も選挙で選ばれたもん、議会議員もそう。同じ公

職選挙法ですよ。与えられた権利が執行権か提案権か議決権かの違いだけじゃ。それがですね、おかしなことがずっとあっちゅうがですね。分かりますか。それで 98 条にもですね、あらためてですね、この憲法は国の最高法規であって、とこうきちょうね。

だから、ここでおかしなことにですね、その若山線、2 番へ移りますよ、カッコの 2 番。若山線は平成 13 年に平穏にこれ請願されてますよ。そして全員でもって採択。黒潮町の合併問題も平成 16 年にですね、町民の請願から始まっちょようがですよ。そのときは町長、何をさておいてもよね、その請願を取り上げたでしょう。平成 16 年 12 月の議会に何いうことで議会に言いました。町長が勝手にそこまで提案する力なかったはずですよ。請願をバックにね、あなたは議会に対してそう説明した。だけど、それは 3 月に申請しないということを約束したんですよ、そのときに。そんなことは知らん顔。だからこっからおかしいなるわけよ、どうしても。そしてですね、合併協定項目の中にもですね、これ町長が会長でまとめたんですよ、若山線、過疎でやります、20 年に。だからみんなその気になって喜んだんですよ。ずっとこれはやってきようことですよ、佐賀町の時代から。何のための請願ですか。法律の事項とかあるいは上位法とか言いますけど、請願権いうものは 16 条は憲法だから最高法規なんですよ。そして、同じ公職選挙法によって選ばれた者同士がですね、議会の中でですよ、それはやっちゃれと、多数決じゃないがですよ、全員が賛成ながですよこれ。そらあね、合併するまでの問題についてはね、今の町長大変気の毒な面もありますよ。だけどその後がいかんわけよね、合併してからこっちが。

18 年 6 月に過疎計画は出しますわね、あれ私は議決した言うたら、しちょらん言いますけどね、参考資料はちゃんと載つちゅうがですよ。提案理由の説明はそうなんですよ。提案理由の説明が。提案理由があることによって、それを受けた議会はよろしいということで可決したわけよ。提案理由とは違うことをするがやつたらね、議決には議決をね、対抗力それしかないんよ。参考資料からね、ちゃんとやってもらわないかんわけ。だから予算に、決算にしてもそうでしょ、めちゃくちゃやないですか。提案理由の説明とよ、予算執行とがめちゃくちゃんなっちょようわけ。財務規則は町長が作ったもんですよ。町長が作って告示したら済む話。それが流用はしたものは流用を認めいうて作つちゅうがですよ、自分が。それかまんいうて判押しちゃる。2、3 万流用してもらうた思うたら 100 万単位の金は残つちゅう、不要額で。支出負担行為やっちょらん証しやこれは。自治法上、支出負担行為はせないかんなっちゅうや。

それからですよ、ここの 19 年のね、部落要望でもね、若山線のことを書いたらね、予算なども踏まえ検討しますと、こうあっちゅう。合併特例債が約 71 億、特例債補助金その他、交付税のよね、あのあれ、加算、何とかやつたかな、算定替、それ入れたらね、81 億ばあな金ここへ入るがですよ、黒潮町へ。その脇で何で 16 条ね、その請願、可決されたものができないんですかね。とうとう人が死にました、あこで。これね、黙っておるわけにいかんがですよ。

それから 20 年度のやつ見てもですね、あ、20 年度どつかにあったな、これは部落の要望出したんですよ。これもね、予算なども踏まえ今後検討しますじやと。あそこ過疎債でやる予定なんですよ、初めから、合併する前から。これ以上に優先する事業というは何があるんですか。最上位法で定められた請願が、全員が賛成しておったんですよこれ。

私ちつとね、もうちつと優しい心が町長要るで、あんたは。あんまりことや思いようこの前から。人間誰しもね、100 点満点の人はおらん。せいぜい 51 点とれたらふといことやと私自身が思いゆうがですよ。それは 0 点かも分からん、私は。だけね、町長は町民の生命や財産を預かります言うて立候補したんですよ。まあ、副町長が矢野はね、ご承知のようにとこういうこと言うてくれるでの、私の言いゆうことはだから全然間違つ

てないわけよ、ね。間違いない、私の言いゆうことは。だから、そこはちゃんとやってもらわな困りますよ、町長これ。死んだがですよ、人が。直接やないけれども。この前に写真撮つちゅうとこもあったんで、それも議員さん一緒に行てくれた人は知つちゅうがですよ。

まあ今年の3月ですね、財政シミュレーション作ったという、そりや結構なことやねと思いつたけど、これで25年になっちゃりますね、25年。請願が全体的に、全員賛成の下に可決されたものがね、25年になりましたというてなんと言えるわけ、一言の話もなしに。だから私はね、とてもじゃないが認めれるしろもんじゃないとほんでも言うたがですよ。なんばあのとき言うた、このとき言うちゅう言うたちね、そら通用しませんよ、そんなことは。

私はもうちょっとね、黒潮町というのはね、優しい町かなと思つた。そらね、最初のとき町長が言うたでしょう、全国に誇れるまちづくり。融和。この2点。私が一番心に残つたのは。わしもそのとおりじや思うて。言うたやないですか何回も、課長らがおる前で。今以上に町長を支えてもらいたい。それが何ですか、自分のえてのえい請願は、あ、請願があった、よしよしと、ね、合併早いことしましょうと。こんなことでは困るがですよ、本当に。これでね、いつまでたつたちは、全国に誇れる町にはなりませんよ、ほんまに。私は言うこと自体が恥ずかしいわ。私も決して100点じゃないけど、そういう努力をしていただきたいということ。努力のかけらが見えないから言いゆうわけ。だからこれをね、どんなふうにしていただけるんですかと。佐賀の保育園まで過疎債ですよ。使うとかかつちゅう金は。佐賀の保育園も過疎債ですよ、対等合併したんですよ。片一方は合併特例債ですよ。あれ4億やない、使うの。

まあそういうことがあるもんでね、請願になったものが後回しにしてもかまんという法律、憲法があれば別やけど、そこはね、やっぱりね、優しい行政をしてもらいたいがですよ。行き止まりの道なんですよ、あこは。金がない金がない言うたちね、ほかへ使う金がなくなるわけよ。だけど、71億という金が現金そのものはここにはないけれども、3年4年うちに入ってくる。過疎をうつたら98パーセントくらいか、99パーセントくらいに過疎をうてるからね、残りへ1か2ぐらいなんですよね、実際の現金が要るというのは。だからやる気になればすっとできる。金がないないない言うたちね、そうはいきませんよ。この間の決算で分かつたき。

それからですね、3番ですね。合併特例債などの財源を活用した事業計画は、いつ策定しますか。これは先ほど言ったように、大体交付金ね、特例債、71億、約。プラスアルファの交付税算定替の分があるもんで、私は80億は絶対あると思うちゅう。

町長を支持した方がね、私に聞くんですよ。あの金で何の事業やるがですかいうて。そりやわしもおかしいな思うたけど、まあ、そら聞いてみないかんのういうことで、ほんで今聞きようわけですよ。何に使うがやろ。本来は総合振興計画やったときに参考資料なり何なりで、あれの下にね、事業計画としてくつつけとかないかんがですよ。まあわしもあんまりいつも嫌口言うもんだからね、自分が言わんでもえいこと言うな思うけど、ああええわ、おいちょけよ、思うたけどやっぱり案の定、旧大方町の人が言つたがですよ、私に。私もいろいろあつちこっちにね、お友達ができましたので、親しく話をさせてもらいますよ。

それとですね、これ通告はね直接してないですけどね、行政の在り方なもんでね、言いますよ。電源立地地域対策交付金。これなぜですね、発電所周辺のために予算執行しなかったんですかね。私昨日、一昨日ね、あの辺の関係の区長さんとかね、住民の方に聞きましたわ。怒つちりますよ、ほんまに。従来は、放水口から下流でないと使われんということで使えなかつたんですよ。それがいつの間にそうなつたか知らんけれども、おかしなもんですね、とんでもないものに化けちりましたき、聞いたら。矢野がね、いらんこと言うゆうけん

どね、あれ、私やき気が付いたがであれ。だからね、あのかいわいの区長さんや住民はね、怒っちゃうがですよ。それでね、先ほど課長にお願いしたらね、措置のまあ使える分がいろいろと 1 から 11 まであるんだということでもらいましたけど、この交付金制度をね、私もちょっとこう見たんですよ。そうするとね、あら、持って来られたかな、あ、あった、あった。これはですね、この資料のところで、電源立地地域における地域振興を図ることによると、こうある。地域振興ですよ。法の趣旨やと思うんですよ。僕の手元の資料ではね、時間がないからこれしか取ってないけど。それで、町とは書いとらんですね、これ。私はね、どうもこの解釈がおかしいんじゃないかなと。自治体とも書いてない。私はだからね、あの発電所のあるあの流域、上流下流それを 1 つの地域だというように僕はね、理解しておるんですよ。それが全く関係のない部分まで入ってくるとなると、確かにこの 11 から 13 の項目の中にあるけれども、それは流域の中で使う部分であればいいよと。それから 18 年のね、ちょっとあの、高知県の実績も調べたんですよ。ほいたらね、確かにうちの町が使ったようなことで使ってる分もあるけれども、それはね、多分ね、流域の関係があると思う。だからね、流域のね、定義をね、出してくださいや、はっきり、今。この前に勉強会やいうて言うちゅうがじやき、そんばあのことばは調べちようろ。予告しちょらあ。この地域といふものの、どこまでを地域といふのか、その定義、文書で頂たい。今なかつたら、帰るまでにもらいたい。そのある区長さんに言いましたね、もういろいろやってもらいたいこと言いよつたけどね、あきらめたき出しちょらん言う、部落要望を。これ大変悲しい話ですわね。怒っちゃうがですよ。私はね、そういうやり方を変えるときにはね、上流に随分迷惑を掛けちゅうんでね、その集落に向かってね、部落要望が出てるんですね。その中から、どうしようかのういう話しがあればね、ええ。それで、まあそんなこた気にせんちかまん、もうどこへでも使うたらえいわ言うくれたらね、そりや使うたらえいと思うんですよ。気が付いたらとんでもないとこいちゃつた。これはおかしな話やね。住民が怒って当たり前じや。

それで、まああの、2 回目の答弁を終わります。

(議長より「質問ですね」との発言あり)

そう質問。反対なつちよつた。質問を終わります。

議長（小永正裕君）

渥本副町長。

本庁副町長（渥本 造君）

ただ今、大変ご指摘をいただきました。私たち通告書に基づきましてお答えを致しているところでありますて、前段、憲法前文において、その説明をといふお話もございましたけれども、通告書には限定されました憲法第 16 条請願に係る通告でありましたので、これに従いましてお答えを致したところでございます。よろしくご了承をいただきたいと思います。

それから、具体的に今ご質問がございました町道若山線の請願の件でございますけれども、平成 13 年の 3 月の定例議会、旧佐賀町の議会でございますけれども、全会一致でこの請願につきましては採択されております。その中で意見をしております。その意見をした内容は、大変財政が厳しい状況にある中、全面改良については無理があると。従つて、当面は待避所を 3 ないし 4 力所設置すべきではないかという付帯意見を付けております。この処理が旧佐賀町において議会からどのように議決された請願書を執行部に送付されたかどうか、私は定かではありませんけれども。基本的な質問についてですね、基本的な請願書に係ることについて、まず、お答えをさせていただきたいと思います。

請願採択になったものの扱いについての対処をどのようにしているかという通告でありますが、ご承知のよ

うに一般法と致しましては、いわゆる請願法あり国会法あり地方自治法があるということで、普通一般には請願に係る条文と致しましては地方自治法 124 条、同法第 125 条、これに係る請願であるというふうな認識に立った上で答弁をさせていただきたいと思います。

質問の要旨につきましては、請願として一般法で言われるところの地方自治法 124 条、これは請願の提出権でございます。ならびに同法第 125 条でございますけども、これは採択請願の処理の方法について条文化されているところであります。この規定を準用するとともに、本町議会会議規則の第 93 条の請願の規定によりまして、採択すべきものとして機関の意思決定をした請願書を執行機関が受理した場合は、慎重に検討された上、請願の趣旨に沿えない場合は理由を付して議会に報告すべきものであると、請願の基本的な考え方である、いうふうに認識を致しております。

以上が採択された請願の取り扱いについての私どもの考え方であります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

私の方から、電源立地地域対策の交付金の関係ですね、答弁させていただきます。

この高知県の電源立地地域対策交付金交付要項に基づきまして、町としましては対応しておるつもりでございます。この交付の対象ということで第 2 条にですね、県は県内の電源立地市町村に対し必要と認めるときは、予算の範囲以内において対象市町村が行う規則第 3 条に規定する措置に要する費用に充てるため、交付金を交付するということで、現在、まあ 19 年度は保育所の運営に充てらしていただきましたけれども、そのことについてはですね、十分県と協議して行っておりますので、特にそれを使つたらいかんというような考え方は持つておりません。

なお、先ほどからの要望うんぬん、地域の要望等があるということでございますけれども、それについてはまた、その地域の要望等に基づきましてですね、検討させていただくということになろうかと思います。

（矢野議員より「カッコの 3 番言うてくれましたかね」との発言あり）

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、カッコ 3 につきまして、合併特例債等の財源を活用した事業計画はいつ策定するかというご質問の要旨でございます。

平成 20 年の 2 月の 29 日開催の全員議員協議会で、平成 19 年度から平成 27 年度までの本町の事業計画 55 の主要な事業について財政シミュレーションをお示ししたところであります。

まず、ご質問の合併特例債等起債についてまずお答えをさせていただきます。

議員ご承知のように起債の財源調達につきましては、交付税算入の有利な過疎対策債 70 パーセントの交付税算入でございますが、辺地対策債 80 パーセント、一般公共事業債で 50 パーセントの交付税算入にされる起債が主なものとなっております。一般公共事業債につきましては、漁港、港湾関係の事業に充てております。過疎債については過疎対策地域、佐賀地域でございますが、平成 17 年度から平成 21 年度までにおける過疎地域自立促進事業計画に基づいた事業にそれぞれ充てておりますし、辺地債につきましては、大方地域のいわゆる 5 地区、伴太郎、仲分川地区、灘地区、湊川地区、加持川大井川地区、馬荷地区、ならびに佐賀地域も 3 地区、

中ノ川地区、鈴地区、熊野浦地区のそれぞれ辺地総合整備事業計画に基づいた事業に充てているところであります。以上が起債の財源調達の基本的な考え方であります、議員ご承知のとおり財政構造の硬直化がする中で住民のニーズは増える傾向にありますが、公債費の増加が将来の住民の大きな負担となり、かつ財政構造の弾力性を圧迫することのないよう注視した、今後も財政運営に心掛けてまいりたいと思います。

次に合併特例債でございますけれども、これは普通ベースでお答え致しますと、合併年度およびこれに続く10年間限りの本町の限度額につきましては、47億1,600万円となっております。そのうち地方交付税で算入される率は元利償還額の70パーセントとなっておりまして、金額で約34億円を試算しているところでございます。ただ今の試算につきましては、合併特例債を100パーセントの借り入れをした場合の試算でありますので、よろしくお願ひを致したいと思います。

次にご質問の事業計画でございますけれども、いつ策定するかということにつきましては、平成20年の2月29日開催の議員協議会でお示し致しました財政シミュレーション後では、庁舎の移転あるいはし尿センターの増設問題など、事業計画の変更や新規の事業等が計画予定されるところであります。現在、先の6月議会でご承認いただきました黒潮町総合振興計画の基本に基づいた要望事業について、現在実務担当者で各課要望の事業を取りまとめておるところでございます。取りまとめ次第、直ちに議員協議会で説明会を致したいと、このように考えておりますのでよろしくお願ひを致します。

(矢野議員より「水力の何のがのちょっと定義を教えてくださいと頼んだがやけど、その市町村がその地域になるのか何なのか、ね、県が言うところの市町村いうけど、市町村のすべてを指しちゅうのか、国の制度は地域いうことになっちゅうがやね」との発言あり)

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 14時 15分

再開 14時 19分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

ちょっとあの、町長勘違いされたらいきませんがね、行政の在り方のカッコの1というのはね、いかに解釈していますかということなんですよ、私の質問は。だから、解釈していますかということであってですね、後のそのほら、いかなるそういう差別待遇も受けないと、そういうことをお尋ねしゆうがじやないがです。で、請願は請願である、しかし、どこにもやらないかんとは書いてない。優先も何も書いてないけど、法律は憲法が最上位法であるから、そこで決められたものについては最大の優先の配慮をして行うべきであるというのはこれ、常識やと私は思うちようがですよ。で、地方自治法の問題、請願法の問題はね、あれは手続法ですからね、それほど重きは僕は考えてないんですよ。わしは学者やないから。一般の普通の人間が言いゆうがですか。

それからですね、働く場。次のね、2番目の働く場の確保なんですが、実はあの、9月議会で12月定例議会に条例案を提案したいという答弁をいただきましたが、私はその企業、来てくださる企業あるいは企業を興す、新しく興す、そういう方に対し、あるいは労働者に対する支援ですね、これをどのようにしますかということ

で。今回、議案としていただいた分についてはそれなりに私は評価はするわけでございますが、ただ、鳥取、島根あるいは高知県のライバルが島根でしたかね、鳥取やったか忘れたけど、いずれもその補助金として出すという、支援策は。で、労働者が1人来たら100万出しましようとかいう制度もあるわけです。それから、よく言います、私がよく言ってるその岩手県にしてもですね、あの小さな、小さないたら失礼ですけど、あの歴史のある町ですけど、平泉なんかもそういう労働者に対する支援、企業に対する支援、経営のつなぎ資金、こういうものは制度として作っておるわけです。で、高知県にもですね、県にもこの前お聞きしたんですけど、県にもそういうもなぼつぼつあるということなんですが。その、じゃあ何が原因でこれだけその格差ができたのかですかね、という質問をしますと、あ、それは分からんけれども、まあいろいろあるでしょうという話でした。で、まあ、私なりにはなんとなくは分かった感じではいるんですが、そういう、補助金として出す分はまず高知県の自治体の中は少ないんじゃないかな、特にこの幡多地域についてではないかなあと、絶対の自信はないんですけど、そんなふうに思うんですが。

それとですね、県自体もですね、誘致活動ですね、誘致活動、これがね、やっぱり不足しているんじゃないかと。これは県からもらった資料なんんですけど、元出しあは通称産業省の資料なんですよね、ま、もっともこれは平成7年ぐらいやったかな、ちょっと古い資料なんですが、それでも、全国のその企業の誘致活動のこう資料を見ましたら、やっぱ一番やっておるのは岩手県ですね。高知県もやるにはやってますけどね、説明会についてはですね、東京、大阪、名古屋、他都市は、について高知県はやってないですね。この年のデータは。岩手県はそれをやってるんですね、全部。で、そういう意味で、まあ、もっとも岩手県がやってない部分について高知県がやってる部分もあるんですけど、絶対量としては岩手県の方が努力をしゆうわけです。で、私はやっぱりこの努力をまずしてもらいたいなあと、こんなふうにまあ考えるわけです。それで、ぜひですね、この前に議会が視察に行った所らも、あれは農業、企業が農業へ参入する場合にもその企業に対して、労働者一人当たり100万の補助金か交付金か、出すとかいう制度なんかも設けておりますので、そういったことをですね、やらないとどうもあの、来たけりや来いや式になってしまふと企業はやっぱり来てくれんのじゃないかなあと。よそはそういう競争の中でやっております。ただ、そのことが今後、今までよかつたけれども今後いいかどうか、それは言い切れるものではございませんが、ほかになかなか思い付くものがないわけですね。

だからせめて、ある程度の足並みはそろえる必要があるかなあというように考えましたので、そのことの企業、労働者に対する支援ですね、どのようにするのかお尋ねします。

議長（小永正裕君）

　　海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

　　矢野議員の、働く場の確保についてのご質問にお答え致します。

9月議会でお答えしておりました企業立地の促進条例ですが、今議会に提案したところで長引く景気の低迷や労働力の減少など、産業全般への影響が心配されております。この制定の目的であります、企業誘致においては工業用地の確保、また税制面での優遇措置、雇用対策等の支援措置がありますが、今回提案の条例ではですね、工場とかの用地についてはあっせん、また必要な協力支援を行うということにしております。今回は税制面の支援策を講ずるということで、一定期間の奨励措置であります、雇用の拡大に努めていきたいと考えております。

先ほどありました助成制度であります、課税相当額を助成する市町村もございます。まあ、県内の市では主に工業団地を有するような所はそういう制度を設けている所もあります。が、本町では工業団地もありません

んし、一定のそういう用地造成への協力とかをしていかなければならぬと、そのように考えております。まあ、財政的なこともありまして、今回は税制の免除措置ということにしております。

経済不況の中でなかなか企業誘致することは容易ではございませんが、雇用の場の創出という観点から、地域の産業と関連するもの、またこれからも関係機関とですね町政情報収集を集めて、誘致活動を続けていきたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

すいません。私がお聞きしたいのは、その企業、労働者に対する支援、支援ですね。支援をどのようにしますかということですので、もう1回お聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員のご質問にお答えします。

正直なところ、その、直接ですね、雇用者あるいは企業に直接的な支援をということは、よくまだ検討をようしておりませんが、まあ今課長が答えたようにですね、土地の用地のあっせんだとか、それから、今度税制面での支援というようなことで条例を制定するということでございます。まあ具体的にはですね、企業が来てくれるということは本当に願ってもないことです。具体的なそういうことがあればですね、いろんな角度で可能な限り支援をしながら企業に誘致を図るということ、これもう当然のこととは思っておりますが。

今度の条例の中身についてもですね、まあ一定のその10人以上の雇用とかいうふうな部分がありまして、昨今の事情からするとですね、なかなかそれはハードルが高いんじゃないかというようなこともございますが、我々の提案としては今既存の事業所等もですね、町内にもいろいろあるわけであって、やはり企業ということになれば一定のそういう内容は具備されたもんじやないといかんのじやないかなあというような思いがあつてですね、また、免税にしてもいろんなことであつちもこっちも免税ということでは、またこれ、黒潮町はそれだけ財政が豊かながよと。ほいたら交付税はもっと少なくいいねというような話しにもなりかねませんし、そういったバランス等とも考えてのことですが。具体的な話になればですね、全力を挙げて企業誘致を図りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

今の、まあ、町長がやつと答えてくれたんですが、その具体的ないい話になってくるとね、ある特定の企業が来るときに、そのことに焦点を当てて補助金を出すとなると、これはそのことが問題になるんですね。だから事前に受け皿として構えておれば、どの企業が来ても問題ないのです。で、来たらやるぞという考え方の方が分かりやすいかもしだれないが、特定の企業に対してだけに絞って焦点を当てて補助金を出したいということになると、なかなかこれ難しいように思うんですが、いかがでしょうかね、そのへん。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

まあ、言われることもごもっともかと思いますけども、今の段階ですね、条例の中にそこまで盛り込んだり、また別途そういう規則なりを用意するところまで至っておりませんので、今後検討してですね、まあ要はいかにして誘致を図るかということですので、今後検討したいと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

次へ移らせてもらいます。

産業の振興ですが、これは前から言っておるんで、もう言わなくても分かったことなんですがね。昭和50年の県民所得、これは総理府やったかな、経済企画庁やったかな、まあそのへんなんですが、国の資料なんです要は。これ全国平均の8割がこれ高知県の所得でしたかね、で、現在平成17年やったかな、19年、あ、高新にも19の分が出てましたね、最新の資料として。全国の0.7というのが高知県です、残念ながら。で、その当時ですね、50年当時は発展の可能性を秘めた地域というのが須崎以西のこの高知県西南地域でありましたが、それはどうも、だからさらにまだ悪いと、と、現在コンマ7というけんどそれよりまだ悪いのがこの幡多西南地域、高知県西南地域であるというように思うわけですね。まあ高知県知事さんは最近もいろいろと頑張ってくれて、これ何とかせないかんいうことでやってくれておりますが、そのそういう所得だけでなしに、教育面においてもさまざまな問題があるということで高新の記事にはありました。今を生きるここにいる私たちが特に頑張らないとですね、若い人たち、後に続く若い人たちが大変困るわけです。そこでね、これは、あれは県がやりうことよではいかんし、やっぱり私たち自らのこととしてより一層頑張らないと難しいと。そういうに考えるんですが、黒潮町としてどう取り組みますか。

それからカッコの2番ですね。隣町のある集落では農業収入が安定しているため若者が大変多くおいだと、聞き及んでおります。この安定収入を目指してですね、やる気を起こさせる対策に取り組みませんかと。何やろ漠然としてますが、要は前々から町長に訴えておりますように、東京の真ん中で勝負してもらいたいなあと。やる気のある方を、その先ほど言いました71億円ぐらい金がありますので、何とか旅費の負担するとか、向こうの出店の補助金を出すとか、何かあると思うんで。これ、県がやろうとしておることに一緒に乗つかつてですね、ぜひ、そういう黒潮町の売り込みができるのかと、そんなこと考えておるもんで、そういうことについてお尋ねします。

それからカッコ3番、新規に就農する意欲のある者が研修などする場合に、財政支援をする考えはありますかと。これずっと言われておるんですが、まあ一次産品が高く売れば別に問題ない、そのまま片付く問題かなあと思うんですけれども。ただ、いずれにしましても50歳以上、60歳以上の方が、このわが町は大変その農業者、一次産業者が多いわけですね。統計を見てもそうなっておるんですよ。それで、このまま何もしなかつたら、何もしなかつたら多分、毎年1億程度ずつ、こうずっと農協の扱いが減ってるんじゃないですか。あ、詳しいことは分からんですけど。黒潮町のこの農業という資料はなかなか素晴らしい資料なんですが、大体1億、まあ、17、18の間がこれ、まあ2億ぐらい減っとるんですね。これ大変なことです。これへまだ佐賀の扱い分入れたらもっと増えるんですよ。で、これ、このままじゃ駄目ですよ。僕はあの、だから合併を記念して、そのある金をですね、あまり惜しまずに使った方が町のためになるんじゃないかなあと思っておるんですね。それで、新規就農者に対してもですね、いろんなこと聞きよったら、いろいろさまざまな細かいことになりますと問題はありますけれども、現にこれ、制度として運用しよう所があるので、何か困るような

問題は、そういう先輩の町で伺えば解決できることが多いと思うんですね。

で、そういう物を高く売るということと、それから後継者を育てるということ、これは私、同時進行でやらないとですね、この町は駄目なると、そんなふうに思うんで。ひとつ、夢のある前向きな話をいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田二君）

それではですね、矢野議員の質問3番目の産業の振興についての1つ目、県民所得が全国の0.7であり、知事はこれを何とかしなければと精力的に取り組んでいると。すべての県民がですね、自治体と歩調を合わせて取り組まなければ改善しないと考えるが、黒潮町はいかに取り組むかということにつきまして、まず、通告書に基づいてですね、お答えをさせていただきます。

すべての県民、自治体がですね、歩調を合わせて取り組まなければ改善しないと考えるが、

（矢野議員より「ちょっと待って、ちょっと待って、ちょっと待ってよ」との発言あり）

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 14時 40分

再開 14時 41分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長（松田二君）

通告書にありますですね、すべての県民、自治体がですね、歩調を合わせ取り組まなければですね、改善しないと考えるが、わが町はいかに取り組むかと。このことについてですけれども、この産業振興計画的なものにつきましては、西村議員の質問にもありましたので重複するかもしれませんけれども、お答えさせていただきます。

産業振興計画についてはですね、地域アクションプランによってですね、市町村単位のいろいろな策をですね、振興策を取り入れた中での県のですね、産業振興計画の取りまとめについてはですね、西村議員のときに説明しましたので、そこはそういうことでですね、ご理解をお願い致したいと思います。

また、現在取り組んでいるもんもですね、その中でいろいろとありますて、それについてはですね、多くのまあ、いろいろと課題もありますけれども、それらをですね、これから対策としましてどのように進めるかですね、検討をしながら取り組みたいと考えています。

それから2番目ですね、質問ですが、議員の言われる隣町の集落での取り組みですが、これについてはですね、僕もちょっと隣町ということで四万十町の興津地区のことと思いまして、ちょっとその動向をですね、調査しましたけれども。まあ、この地区につきましてはですね、大規模な大圃場（ほじょう）をですね、平成16年に造成整備しまして、今、ピーマンからですね、ミョウガ栽培に一本化しているという状況であります。そのミョウガの生産に当たってはですね、生産農家が66戸あってですね、販売金額が年間12億前後を推移しているというようなことで、非常に安定した農業収入というようなことが言えると思います。まあ、ミョウガ栽培にもですね、いろいろと残渣（ざんさ）の処理とかいろいろ高齢者には不向きな点もありますけれども、こここの地区におきましてはですね、なかなか農家にですね、篤農家等もおりまして、まあこの地区はですね、

非常にまとまった生産体制がとれているということで、まあ、農協のですね、青壯年部とか組織するですね、ミョウガ研究会等がありまして、そういうところでいろいろと研究した中でやっておりまして、まあ、自習的な意欲があってですね、そういう取り組みを行っていることがですね、こういうその農家所得に反映されるのではないかというように考えております。

それから、県がやっているのに乗つかってやるかというようなことですけれども、当然ですね、この産業振興計画に基づいて町もですね、そういう言われる分野についてはですね、一生懸命頑張ってやっていきたいと思います。

それからですね、3問目の質問ですけれども、この通告書にあります新規に就農する意欲のある者が研修などをする場合にですね、財政支援の考えについてですけれども、これについてはですね、幡多地区でもですね、土佐清水市で、窪川あぐり体験塾において最低ですね、6ヶ月から1年の研修をする分野、また研修後ですね、1年後に限り月額5万円などの支援、そういう分野、まあそういうその支援策もありますけれども、まあこの支援策、今からそういうことも矢野議員言われるように、一定限考へてやつていかないと、後継者の育成のこともありますので、まあ検討しなければならないとは思いますけれども、これについてはですね、黒潮町の担い手育成総合支援協議会というような、大変各分野からですね、集まって協議する場がありますので、そこらへんですね、慎重に議論してですね取り組み方を、まあ、方向性といいますか、そこらへんを考へてやつていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

4番目の交通対策ですが、1番目でカッコ1の県道秋丸佐賀線の用地は森林管理局から高知県へ移管しているということなんですが、県はその調査費が多額になるとのことで遅々として進みません。56号の迂回路、北幡との交流、中村などからの通勤道として重要であり早急に改良するよう当局へ働きかけませんか、ということです。

それで、ここには当然家地川の堰堤（えんてい）のこともあるんですね、これ元々国策で造った発電所用のその水力のための道なんですが、これはですね、北幡の方から毎日ですね、午前4台午後4台、ここの入野か出口かよう分からんですけど、そこへ毎日車でマイクロで来られておる人がおるようです。マイクロバス、トータルで8台。それから救急車がですね、僕は知らったんですけど、救急車があそこの近辺からですね、あの道をこう通つて、秋丸佐賀線通つて幡多けんみん病院の方へ行かれておるようです。で、やはり道は誰もが通る道ではありますが、ダムの問題についてはその大正、十和の方々からも大変な関心のある問題ですが、融和するための1つの考え方としてそういうものを、そのそういうものの方たちがこちらへ来る、病院へ来る、それから海へ遊びに来る、そういうときの利便性を考へてですねいけば、このダムの四万十川の水対策も比較的まああまり大きな問題にならずに進むんじゃないかなあと思うんですが。これは手法として、まあお金がないいうて道路部は言うんですけど、もう1つはその堰堤（えんてい）の水、四万十川のこの水、水力発電対策とエネルギー対策として、少し企画部の方へも相談をしてですね、そちらからも迂回作戦で財源を確保していくだく方がより良いんじゃないかなあと思いますので、質問するわけです。

それから、ここのこの間あれですか、戦没者のあれ慰靈祭いいましたかね、あの、ちょっと戦没者のおまつりする会があったんですが。そのときにですね、入野の方でした、私にあの道は何とかできんかということ

お話をいただきまして。まあそれは前々からその改良をするように訴えておりましたので、その足で中村の土木部長さんの所へ行きましたけんど、お留守でして、誰にもお会いできませんでしたが、中村の方からあこの道を通って田野々とか大奈路の方へ行かれておる方もいらっしゃるようです。大変おとろしい道やということのようですが、その方がおっしゃるには。そんなこともございまして、佐賀の川奥だけの方が使う道ではございませんので、北幡とこの黒潮町を結ぶ重要なルートですので、ぜひ強力にですね、県へ働き掛けてもらいたいと思います。

それから2番目、カッコの2ですね。町内の交通弱者のための取り組みをしていますかと。これは総合振興計画を作るより、そこを作るころかその前かの話として、私が鈴とか、鈴、熊野浦、成又とか、それからあれですか、この旧大方町も山間部の方たちがですね、こちらへ医者へ来るとかいうときのためにいろいろと困つておるという話を聞きしておりますので、その対策をぜひですね、お願いしたいということで担当課の方にお願いしておりましたが、総合振興計画とは別にその調査をするというお話があったので、あ、ほんなら頼みますよということにしちょったところが、なかなかそれがあまり進んだかどうか分かりませんので、今回お聞きするわけです。

2点について、よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

中島まちづくり課長。

佐賀まちづくり課長（中島一郎君）

それでは、私の方から第1問目の交通対策でということで、県道秋丸佐賀線の改良についてお答えをさせていただきます。

ご質問の県道秋丸佐賀線の改良につきましては、今年の6月議会においてもご質問をいただきましたので重複することもありますが、その点についてはご了承をお願いしたいと思います。

当町と致しましても本線の重要性から、国道56号線に支障が生じた場合の代替の役割や交通の多さ、危険個所も多いことから、暫定的にでも工事の施工ができるのか、何度も県、幡多土木事務所に対して要望をしているところであります。

議員もご承知のとおり、当地域の未改良分は国有林で、四国森林管理局の管理下にあって、工事の計画に当たっては既設の県道分用地と計画、これは拡張用地を合わせた用地面積の買収費用、基本的に森林管理局は県の方へ求めていますが、そのうち、以前に測量設計をされています危険度の高い急カーブ3カ所の改良について、暫定的に工事計画も四万十森林管理所の方では可能ではないかとの返事もいただいていますが、残念ながら県幡多土木事務所においては、用地測量や用地買収費が相当な金額になることから、こんにちの財政事情が厳しい中、予算の獲得は非常に困難な状況となっているようです。

議員にもこのことについては大変協力をいただいていますが、当町としましても機会あるごとに5月21日には高知県議会企画建設委員会へ、そして9月5日は幡多土木事務所へ要望をしたところでありますが、今後においても先ほど申し上げましたように、本線の重要性を認識して四国管理局や県、幡多事務所、そしてお話しにもありましたように家地川ダムの重要性をかんがみ、エネルギー対策をしております県の企画部関連等々に連携を取りながら、用地問題等について何らかの方向性を見出すよう、気長く取り組んでいくことと致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

それでは、私の方から矢野議員の3番目のカッコ2、町内の交通弱者のために取り組みをしていますか、との質問にですね、お答えさせていただきます。

黒潮町のような地方、まあ田舎における公共交通の利用の大半はですね、高齢者や児童や学生などの自動車免許証を持たない交通弱者と言われる方々です。本町はこのような交通弱者の方々に対する取り組みとして、高知西南交通株式会社や有限会社高南観光自動車等に補助して、共交通の存続に努めているところでございますが、この取り組みには限界がありまして、公共交通網がに張り巡らされてない状況があり、今朝ほどの西村議員の質問にもお答えさせていただきましたが、公共交通の空白地があるということも承知しております。

しかし、現時点では各路線の増便や新規路線を増やし公共交通網を拡充し、空白地域をなくしていくことは財政的に困難ではないかと考えています。また、現状の路線を維持するに当たっては、国、県の支援もなくなり、このまま路線を維持していくことも大変厳しい状況にあります。このため、町としても公共交通の空白地への有償運送等の導入も考えていましたが、年々上昇する補助金等を考えると、現状のバス路線の運行の見直しやスクールバスの活用、また、他地域の先進的な事例に学び、公共交通の在り方を抜本的に見直していくなければならないと思っているところでございます。

このことも言いましたけども、今朝ほど。そのためにですね、まあこの対応を考えるには行政のみではいけませんので、平成20年度には黒潮町の公共交通の在り方を検討する協議会を立ち上げるべく予算化をしておりますので、20年度末までには協議会を立ち上げてですね、21年度から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

交通弱者言われる方は大体において、我々が生活する上で今まで大変ご苦労をされてきた方でございますので、まあ言わずとも分かった話ですが。ぜひですね、生活中あまり困らないようなことで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番ですね、失礼しました5番です。5番、新過疎法です。これは1番で、現行の過疎法は平成22年3月31日で失効します。引き続き過疎地域の指定を受ける準備に取り組みますか。大体これは先発はねえ、中国地方がかなり早く取り組んでるんじゃないかなあと思ってるんですけども、前回の旧佐賀町は指定受けたときも、その採択要件、指定要件に滑り込みというような感じで指定されたはずです。従いましてね、その基準をですね、国が示す基準を作るはずです、人口がどればあ減ったとか、高齢化率がどうであるとか。その基準を作るときに、黒潮町が基準に引っ掛かるように、そのところからこの指定受けるための準備にかかるってもらいたいと思うわけです。黙っておったらですね、そのハードルが高くなると、新しい新法の準備をしておるわけですけれども、国、地方が。それから落とされたら全く何もない状態になりますので、ぜひですね、その指定要件が黒潮町に合う要件になるようにですね、そのところから積極的に関与できないものかというようと考えまして、質問したわけです。

1回目終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

矢野議員の過疎法についてのご質問にお答え致します。

私どもも過疎法の今現在の特別措置法がですね、22年の3月末で失効するということで、1年半、もうちょっと前になるでしょうか、町会あるいはいろいろな場面を通じてですね、その過疎法そのものの継続を訴えてきたところでした。で、もう去年の秋ごろからだと思いますが、どうもそのままの継続はあり得ないと。新過疎法という形での取り組みになるということで、それじゃあ新過疎法について、ぜひ今までの地域のことを盛り込んでいただくような新しい法律をということで、運動をしております。事あるごとに国なり、また国会議員の先生等にも訴えております。

ほんでもまあ、過疎法そのものがですね、あ、今議員の質問にありました中国地方が早かつたつというような話もありましたが、本年度11月8日でしたか、中四国の知事がですね、まあ都市との共生ということをテーマに、共同提案ということであらためて国の方に申し入れておるというような状況です。

まあご存じかと思いますけども、昭和45年に過疎地域の緊急対策というような形で衆議院議員の議員立法で法制化されました。もちろん、10年の时限立法ですので10年ごとにですね、振興あるいは活性化、ほんとこのたびの自立促進というような形で、その都度の地域の状況に合わせた法律に改正されてですね、あと1年余りというようなことになっているわけですが。

高知県でも確か22の市町村と、それから同法の33条の2項でしたか、みなし過疎ということで高知市、四万十市、香南市、それからいの町にこの黒潮町。合併前にですね、合併することによって過疎指定の町を含んだ状況が生れておるということで、このみなし過疎の状態が今言う高知県で5市町あります。まあこれについても今後の取り扱いがですね、どのようになるかまだ何も分かっておりません。

それから、我々の場合はその今までの法が、趣旨が継続されるのかということの上にですね、この黒潮町として、今度の新過疎法の中でどのような取り扱いになるのかと非常にまだ分からぬ中でですね、心配な状況があります。まあ議員おっしゃられるように、そのへんを情報を収集しながらですね、何とかその、有利な起債のできる過疎地域の指定というものを目指したいとは思います。

が、今までの過疎法の概念というのか、いろいろなまあ評論家の皆さんのが集まってですね、新しい過疎法の在り方についてはまだまだいろんな議論がなされておる最中ということで、見守っていきたいと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩致します。

休 憩 15時 03分

再 開 15時 20分

議長（小永正祐君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、大西章一君。

17番（大西章一君）

それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。

人が元気、それから自然が元気、地域が元気。これを目標にですね、黒潮町はまあスタートしたわけです。振興計画の審議会も諮詢も得た現在ですね、町長はどのようなまちづくりを考えているか構想があればですね、まずお伺いしたいと思います。

それからあとはですね産業について、それから福祉について、教育の充実についてと3点、これ別枠で質問したかったわけですけど、まあもう私の方に資料が十分ありませんので、かいつまんで質問していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

そのままで最初ですね、産業の育成、これ1.5次産業への取り組みということはもう町長には何度か質問の中でお答えいただいたわけですが、実際に具体的にですね画が見えて来ないのでもう一度ですね、あえて質問をさせていただきたいと。もしその1.5次産業、私の考えでは一次産業と結び付けた加工産業と、そういうようなものという感じで理解しているわけですが、町長の中にはですねいつどのような方法で実際には行うのか、そういう構想があつたらまずお伺いしたいと思います。

それから2番手で若者の住宅について、これについてですが。もちろん、年々人口減になってる中ですね、最近は仕事がないために若者がどんどんまた生活できなくなつてですね出て行くと、そういう傾向があるわけです。中ではその空き家制度とか言ってですね、非常にその空き家の方にも力を入れてるわけですが、私は地方で聞いたときにですね、四万十市内にもかなり黒潮町の若者がですね、町内に住宅がないために中村市の方で生活をしていると、そういうことをたびたび伺います。

そこでですね、できれば黒潮町で生まれた若者たち、若い人たちをですね、もう一度黒潮町で生活してもらうために若者向きの住宅をこの際ね、ぜひ検討してもらつたらどうかなと、そういう意味でまあ質問さしてもうわけです。ほんであの確かに空き家も多く増えてきてます。が、空き家はやはり直すのに修繕費も掛かりますし、もし空き家をですねあつせんするならば、老いてですね団塊の世代のお金持った退職者がおりますので、そういう方にぜひあつせんしてですね、まあその人たちに改造してもらいながら田舎で生活してもらおうというようなことで、取りあえず私はこの大変厳しい時代の中でですね、せめて黒潮町で生まれた若い者が隣の町で生活してるのなら、勤め先が隣であつても住むだけは町内で住んでくれと。そういうような積極策をぜひ考えていただけないかなと、そういうつもりでまあ若者の住宅について質問致してるのであります。まあご答弁いただきたいと思います。

それから福祉バスについてはですね、以前福祉タクシーの件でお伺いしました。黒潮町を取り巻く周りの市町村が既にもう福祉タクシーを行つてると。チケット制のタクシーチケットを出してですねやってるのに、黒潮町はなぜできないかというような質問をしたときにです、まあ、佐賀町にはタクシーカーもないというようなことで今後福祉バス的なものを考慮しながら検討していくという答弁をいただいておりますので、まあその後どのような形に検討されているのか、もし答弁願えればそれを答弁いただきたいと思います。

それから最後にまあ教育の充実ということで、道徳教育の導入についてということであつて今回、テーマを掲げましたが。大変、家庭家族制度の崩壊といいますか、最近はですね田舎においてもちょっとと考えのつかないような現象が多々起こっております。で、まあ年寄りいわく道徳教育がなくなったからのうというようなこと

をですね、非常に耳にするわけです。まあそういうところでですね、取りあえず教育長は道徳教育というのはどういうふうにとらえているのかまずお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（小永正祐君）

町長。

町長（下村正直君）

それでは、大西議員のご質問にお答えを致します。

まず黒潮町の総合振興計画も出来てまちづくりを進めているが、町長は今の段階でどのようなまちづくりを考えているのかということですが。まあ正直申し上げまして、こういうご質問には本当に苦労を致します。まあ基本的には黒潮町総合振興計画にうたっておりますような町が出来ればというふうに思っております。おりますが、時局は大変厳しい状況でして、なかなかそこへたどり着きますまでに大変な道のりであろうかと思います。まあ言い換えてみたら今の地域社会、これは家庭から始まってごく近い地域社会、あるいは市町村単位あるいは県というようなことで地域というものが成り立っておろうかと思いますけども、まず黒潮町のそれぞれの集落を中心とする地域社会というふうに考えましたときに、要は継続性というものが継続していかなければならぬと、そういう社会を作らなければならぬというように思います。そのためにはやはり若者が残るといいますか、定住するということがどうしても不可欠です。その若者がそこの集落なり町に残って、子どもを育んで生活をするということには、やはりそれなりの環境がないといけません。中でも働く場というものが何より必要です。まあそういうこともあって、近年は雇用の場の創出ということを喫緊の課題というふうにとらえて、まあいろいろな取り組みをしているところです。このたびの雇用促進、パッケージ事業あるいは今度の実現事業等につきましても、まあ町の財政が厳しい中でも、そういった国の地域活性化の支援策に乗つてそういうものをを利用して、何とかその雇用の場の創出と産業の育成、振興ということを図りたいという思いで進めておるところです。まあ、先の答弁で申し上げましたけども、ぜひですね振興計画の基本的な考え方、それから今の国の事業を取り入れてやってること、それから県のこのたびの産業振興計画すべてがですね、黒潮町においては一貫した取り組みになっておりますので、ぜひ先ほどの議員のご質問にもあの矢野議員の質問にもありました。合併特例債もあるんだから、少々お金使ってもいいんじゃないかそういうところにという声もありました。まあ、そういう意味もあってですね、ぜひこれから私どもがやろうとしておるその国の事業であろうが、自前の事業であろうが、県との連携であろうがですね、そういった産業の振興、雇用の場を創出のための事業という位置付けですね、ぜひ議員の皆さんにもご協力、ご理解をいただきたいというふうに思っております。というのは、このたびの実現事業等大きな事業になってまいりますので、町もかなり思い切ったですね職員のはり付けなり、また外部からでもですね、その道のエキスパートを雇い入れるとかそういう費用も出してですね、事業を着実に実りのあるものにしていくというふうな取り組みをですね、ぜひさせていただきたいというふうに思っております。

それから、1.5 次産業というのが今言った内容を含んだものになろうかと思います。それから、若者の住宅ということですが、先ほど言いました若者が定住するということが一番望ましいことではあります、まあ黒潮町の現在の住宅の場合、低所得の住宅困窮者に地方公共団体がまあ低価格で提供する目的で法も定められておりまし、それにのっとっていろいろな公営住宅、あるいはまた別途の法によります改良住宅等、合わせて404戸今ございます。出入りはありますけども、常に今満杯というような状況です。本町の公営住宅保有率は、近隣市町村と比べて非常に高い状況にあるというふうに把握しております。一方、民間の賃貸住宅の現状はま

あ空き家、その本来の空き家じやなくてですね、民間の賃貸住宅で入居者がいない状態も間々見受けられる状況であるというふうに聞いております。

現在、黒潮町の住宅対策は、佐賀地域において住宅ストック改善事業で既存の住宅の施設改善を図っており、大方地域では老朽化が進んでおりますところの万行第1第2公営住宅の建て替えを計画するとともに、今後老朽化が進む既存の施設の対策も極めて急務になっております。

また、今後の財政を考えると、かなり大型のプロジェクトもございます。このような状況でありますので、ご質問の住宅形成については、今のところちょっと難しい状況ではないかというふうな判断をしております。まあ、財政のことですね、既にかなりの数に達しておるということをご理解いただきたいと思います。

それから、福祉の充実の福祉バスについてと教育の問題については、それぞれ担当課長の方、あるいは教育長の方から答えていただきます。

議長（小永正祐君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

それでは、福祉バスの運行についてお答え致します。

福祉バスとは違いますが、昨年12月議会で大西議員から福祉タクシーの質問があり、広域も考えながら推進したいと答弁したことに伴いまして、四万十市、四万十町の担当者間で話し合った結果を報告します。

まず四万十町でございます。合併前の窪川町の住民にのみ適用していました、旧十和村と大正町につきましては外出支援事業で対応しておりました。しかし、外出支援事業で病院などに行く場合は、行きはまだいいとしても帰りの便が時刻表によって運行しているため、早く終わったときなどに大変不便である。ただし十和、大正地区については合併前に福祉タクシーチケット事業がなかったために、今のところ不満の声は聞こえていませんでした。また、窪川地区においては利用頻度は障害者より高齢者の方が多くて、高齢者には大変喜ばれているところですが、厳しい財政事情を考えると単独事業でもあるので、支給範囲の縮小や黒潮町と同じく公共交通事業と一緒に考える方向で取り組んでることになりました。

続きまして四万十市でございますが、旧西土佐村においては合併前にはなかった事業のせいか、今のところ福祉タクシーチケットについての不満の声は聞こえできませんでした。しかし、普段の生活様式の主体が愛媛県が中心なために、愛媛県の事業者は認定していないので、あまり利用されていないようありました。今後、高齢者を対象とするかを含めてそのあたりをどうするか、現在検討中がありました。そのことで広域で黒潮町との共同利用を考えたとき該当者、特に障害者なんかにとっては、四万十市の病院を利用したときなどに数多くのタクシーを使えるので大変便利になるとは思いますが、逆に黒潮町のタクシー業者にとっては利用頻度の増加にはつながりにくく、あまりメリットはないのではないかと思います。その上、佐賀地区の方にとりましては、四万十市の病院等を利用すると遠方のために1回に掛かる料金が高くなり回数が限定されること、また、汽車と組み合わせて利用しても、病院等から中村駅までの間はいいんですが、佐賀地区に帰ったときに下車後の交通手段が必要になってくることが考えられます。

以上のように、四万十市も四万十町も合併の関係でただ今調整中ですので、広域の件は考えから外してですね、結論として該当者の利用頻度や、本町にはタクシー営業所が大方地区にしかないこと等事業効果を考慮するとですね、公共交通と一緒に考える方が一番妥当と考えております。

議長（小永正祐君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは教育の充実の中で、道徳教育の導入についてお答えを致します。

学校における道徳教育については、学習指導要領において道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより各教科、外国語活動、総合的な学習の時間および特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行わなければならないということになっております。

これを受け、各学校においては人間尊重の精神と生命に対する畏敬（いけい）の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かして道徳性を養うこと等を目標とすることが規定をされており、発達段階に応じてそれぞれの学年において教育がされております。

具体的な活動目標としては、各学校で多少違いはありますけれども、健康で最後までやり抜く子どもを育てる。勤労を尊び、友達同士協力し合う子どもを育てる。豊かな心を持ち、思いやりのある子どもを育てる。善悪の判断を適切に行動できる子どもを育てる、などを掲げて取り組んでおるところであります。

議長（小永正祐君）

大西君。

17番（大西章一君）

最初のですね産業の育成。これについてまあ確かに厳しくなりまして、それから今日も朝からですね、全部の議員さんが産業振興についてまあ質問してるわけですね。が、先ほど私も言いましたように、どうも画が見えてこないということで私が質問したわけですが。まあ、1.5 次産業について頭の中にはあるいうもんでございます。私はね、今度土佐清水市ですかね、以前ありましたけども。姫がつお、土佐食ですけど。今度大岐の浜にまた加工場をですねこさて、半分はセントラルキッチンという会社らしいですが。もう既に工事が始まってるようなんですね。これ、内容は第3セクらしいですけど。非常に危惧するのはですね、あそこの大岐の浜も何かタバコ作りがもうだんだん減少して、ラッキョウに変わっているというようなことを聞いております。しかも、私たち今年鳥取へですね、ラッキョウの視察に行って来たわけです。そしたらそこの産地がいわくですね、ここは砂浜だからラッキョウしかないんやと。だからラッキョウでもう先を開くしかないという覚悟の下に頑張っているということで、最低価格をですね 450 円で 1 キロ農協が買い取ってですね、それより高いときにはどうぞ市場へ出してくださいと。それ以下になったときには加工用に回しますということで、2 カ年保存できるような貯蔵庫まで構えてですね頑張ってるわけです。

僕はその今回ですね、大岐の浜に加工場が出来る。しかも半分はですね、農産物を相手にやるということになると思います。どうもその主たる品目がラッキョウですので、大岐の浜も。下手すると、もたもたしてたら大方のラッキョウもですね、加工業者が買いに来られるんじやないか。だから僕はいつもその産業の振興について、まあいろんな議員さんも問うわけですけども、もう少しですね迅速に手が打てないものかなと。いつもその検討、あるいは審議会とか言われるけどもですね、もっと積極的にですね手を打っていただきたい。まあ今回ですね、この議会において産業のまあ誘致あれですか条例ですか、立地条例。これなんか見てもね、確かに一步進んでありがたいなと私たちは思いますけど、どうもその投資、固定資産の免税と。まあ 3 千万にしろ 2 千万にしろですね、その固定資産の免税を 5 年ぐらいしても、本当に企業が来てくれるのかなと。もっと、僕らに言わすと、大変厳しいときですけど補助金を出してでもですね、ぜひ来てくださいと言えるような積極策を何か打てないのかなと、何か僕はいつも思うんです。ほんで、どうもその、人の懐で相撲取るようなね前にも言ったかもしれませんけども、言葉が悪いかもしませんけども、もう少しこの大変な時期に、若者も仕

事がない、定着できない、次に住宅のことで言いますけども、そういう事態にですねもっと、前矢野議員の言葉を借りればですね特徴もある。思い切ってこういうときには、使って産業起こしをぜひやってもらいたいがです。で、そういう意味で今回の1.5次産業はですね、どう考えているかまあ再確認したわけですが、まあいろいろ計画審議会も答申も得た段階ですべてそちらの方へということですので、まあわれわれもまたその審議員の一人でもありますので審議もしてまいりますけども、あまりにも項目が多くすぎてですね、もう少しこう執行部の方に積極的な姿勢がほしいなと、まあつくづく感じるわけです。が、残念ながら朝からの答弁ですね、まあこれをやるという明確な答えがないようですので、まあこの質問についてはですね、もうこれ以上食い下がっても今回無理かなと。ただ、まあ同じ検討するでももう少し積極性を持ってですね、対応してもらうようぜひ提言しておきたいと思います。

それから次の若者の住宅ですが、これについてもですね僕が提案したいのはですね、例えば最近いつも問題になってくるのは農業集落排水の問題です。本当にこれも、一般財源の持ち出しで大変だなと。将来の負の財産であると。そういうふうに見た場合にはですね、あるとき、最近ですけど出口の人ともちょっと話したわけですが、若者が出口の若いしらが中村に10人やそこら生活しようぜよと。ちっこちにも連れてもんて若者用の家建てたら、こっちの方の集落排水の方も解決しよいがねやというような話も聞いてるわけです。だからその、先ほどの公営住宅を建て替えるというようなことがあるんならね、やっぱそのへんも考えていろいろとこうやっていただきたいと。ほんで僕いつも思うけんど、その考え方ことがね一つ一つがつながってないんですね。もう少しこうつなげて考えもらいたい。

例えばまあ、もう現実進んでますので言っても仕方ないけど、保育園は出来たのに下の交差点がですね、本当にこれから恐らく交通渋滞になるやろう。こういうことはやっぱり素人が考えたらよね、下の交差点が出来て保育園が仕上がる。あるいは幡東署にしても、私以前言ったかもしれませんけど、命と財産を守る幡東署であればですよ、町内一番遠い所へ平均して走れるまず距離の設定が大事であって、それがですね、しかもその前にも質問しましたけど、海岸に1本しかないような道路ではね、これ土砂崩れがあったり何が起こるか分からんから、やっぱり僕は幡東署の位置っていうのは、今の幡東署がもう壊れてるのなら仕方ないけど、やっぱりまだ2、3年使えるんだったら先に法線を構えてですね、その道の沿線上に幡東署を持っていくと。そういう考え方をぜひもらいたい。何かこう、一つ一つがばらばらなんですよね。まあ、これはちょっと私の失言かもしれませんけど、そういうふうにもう少しそのまみ砕いて連携を取った考え方っていうもんができるのかなと、まあそういうふうに思はしてもらうわけです。だからその若者の住宅についてですね、例えば公営住宅を今度建て替える構想があればですね、取りあえず負担になってる農業集落排水、この地域にですね、建ててみるというような考えはないかどうか、これもう1回質問致します。

それから福祉バス、これ各地区のまあ報告を受けたわけです。あの私もあまりこの件についてはですね、タクシー会社の社長さんからいろいろ負託を受けましてまあ質問したわけですので、あんまりこう詳しくはありませんけども、例えばこれから、先ほど言ったように関連性を持たせるとするならですね、大変年寄りも各地区ですよ、あの熊野浦の人なんかに聞いても、それから大方の奥の方で聞いてもですね、本当にもう高齢者というのは楽しみも何も奪わっていく時代になるわけです。だから、思い切ってスーパーへ行って楽しいショッピングもしてみたいということもあると思います。けれどももう事実はですね、そうはいかんだろう。そういうときにその福祉タクシーに代わる福祉バス的なもんというのは、私は今回ですねまた議案で来てますけど、ケーブルテレビあるいはインターネットの時代、これは将来必ずもう年寄りも使えるようになると思うんですよ。そうなったときに、インターネットで注文したらバスの中でですね、いろんな商品もあるよね、また自

分の作った物をどこそこへ下ろしてくれ言うたらよね、そういうことを総合的に考えてよね、日にあるいは隔日、2日に一遍ぐらいは必ず僻地でも回って来るというバスをぜひ検討していただきたいと。しかもそれはですね、もし黒潮町だけで難しいといふんなら広域の市町村の問題だと思いますので、いろんな案をぜひ練ってですね、まあお年寄りのどうしてもこれからは絶対増えてきます。避けて通れん福祉の問題ですので。その病気にかからさんように、あるいは見張りじゃないですけど各地区を回って行けるように、ぜひこれはひとつやつていただきたいと。まあ積極的にそういうことをですね、考慮していただきたいという、それが言いたかつたから質問したわけです。

まあそれで最後の道徳ですけど、これ本当に先ほど思いやりのある、まあ小学校の子どもも、9月にはですね私は感化教育いうことでちょっと提案したわけですが、本当に今道徳教育って何なんだろうと。ほんで、一般の人が感じるには因習的で古臭いんじゃないかと言うけれども、実際社会の現象見たときにですね、家族制度の崩壊、本当に支離滅裂な社会現象を見たときに、やはり僕は道徳ってのは要るなあと。で、先ほど教育長にですね、教育長は道徳教育っていうものはどんなふうに感じてますかと言うたら、ちょっと私の質問が悪かったのか、まあ子どもにこういうことを教えてますという返事でしたので、ちょっとあれなんですが。

私、これから子どもも必要やけどね、子どもよりまあ子どもも大事です。だけども親もね、もう少し社会教育の中で道徳教育っていうものをはめていかんんですね、どうも、しかも文明の利器を使っていくようなこんな時代にですね、道徳性の低い人が使うとどうなるかって、犯罪の社会になるんじゃないかとそういうふうに思ってますので。私自身はですね、道徳っていうのはやっぱり義務を果たしてですね、ほんでもまあ徳を積みながらですね品性に完成に歩む、これがまあ道徳教育やないかなと。まあ学校で言うのはちょっと人格の形成、まあ品性の完成と似たようなもんですけど。まあ、品性の完成言うとずうっと、ともすると進み過ぎるとですね、ちょっと宗教の社会、心の社会というふうにこう一般社会から煙たがられるかなと、そういうふうには解釈しますけど。ただ、必要なのはやっぱり精神教育が必要じゃないのかなと。ほんでもまあ、確かに今人権の教育は徹底的にやっていただいております。これは大変大事なことなんですよ。あの憲法でも保障されます。けんどそれと同時にですね、平行して進まなきやいけないのが、やっぱり僕は道徳じゃないかなと。ほんで、どうもそのへんが最近は権利のぶつかり合いをする。まああのね、正義と正義がぶつかり合いますのでそこに法が生まれるわけですし、まあ法事国家でのもちろん権利も尊重します。しかし、その和らげるクッションのようなね、道徳教育いうか精神教育が今最も必要やないかなと。ほんで日本は昔、やっぱり道徳国家やなかったのかなと。ほんで、今は完全にもう失ってしまったなど。まあ思想的に言えばですよ、これは資本主義と社会主义と共産主義というような形で分類しますけど、やっぱり精神的には日本道徳国家で、かなり世界の中で注目される国家やなかったのかなと。が、最近ではですね、もう支離滅裂になって文化もないような国じやないかと、外から見たらですよ。そういうふうに言われてるんで、まあ教育の中でもうっつとかみ砕いてですね、本当に道徳というものはどんなもんかということですね、勉強もしていただき、そういう社会教育の場をですよ、ぜひひとつこさえていただきたいと思っておりますが、そのへんの考えはどうでしょうか。

もう一度お伺いします。

議長（小永正祐君）

町長。

町長（下村正直君）

産業振興のご質問で大変厳しいご指摘をいただきました。まあ、具体的な構想があればということで問われておりましたけど、先の答弁で漏らしておりまして申し訳ありません。おっしゃられるようにですね、思い切

った今何が必要なのか、産業の振興に対して何が必要なかということで、それなりのことをしなければならないという思いでずっとおります。

具体的に加工場についてですね、どうしても特産品の開発等々で自由に使えるような多目的な加工場等が必要なということで、今その具体的な計画を練っておるところです。まあそういったことで何も決まってないものをですね、あれもやりますこれもやりますというようなことは言えませんけども、一つ一つですねそういうものを整備していきたいというふうに思っております。

若者住宅の件ですが、再度答弁致します。まあ、何が何でもですね若い方がそこに何人5人でも10人でも住む、これは素晴らしいことには違いありません。しかし町には町のですね、住宅行政というかそういう全体のとらえ方もあります。さっきも言いましたように、どうも私個人的な思いかも分かりませんけども、本来低価格でですね低所得者の皆さんとか、まあ若い方とかに利用していただく住宅ということで、それはそれでいいんですけども、それがある程度こう若い方がですね、力を付けて、また出て行って自分で家を持つとか、そういうような形でそういう町の施設が当初の目的に沿ってですね、うまくこう循環するような状態が本来は望ましいんじゃないかと思うんですけども、必ずしもそういうふうにもなっていないと、現状が。いうようなこともありますて、果たして町行政がですね、そういう住民の皆さんのお宅というものに対してどこまで支援、関与をするべきかなというふうな正直思いもあります。ですから、先ほど自宅の数がかなりの数に上っておるというふうなことも申し上げたわけとして、まあそこらへんの若者には帰って来て住んでもらいたい。しかし、住宅行政としてこれ以上増えて、維持管理に費用が掛かるというようなことになってくるとどうかなと。そんな思いで、今のところは具体的な考えは持っておりません。

議長（小永正祐君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

それでは、私の方から福祉バスの関連につきましてですね、お答えさせていただきます。

先ほど谷口課長の方からですね、福祉バスについてはなかなかその町内では検討したけど難しいというお話がありました。従いましてですね、まあ今回といいますか、今考えております地域協議会、まあ公共交通地域協議会の中でですね、まあ総合的にそういう部分も含めてですね、考えていくべきなというふうに思ってまして、まあ大変貴重なご提言もいただきましたので、そういうのもんを参考にしながらですね、この協議会の中でさまざまな黒潮町に合ったですね、そのいわゆる交通弱者に対するですね取り組みを考えていきたいと思います。

議長（小永正祐君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

道徳教育について、再度答弁をさせていただきたいと思います。

新学習指導要領におきましても、この道徳教育というのは非常に重要視をしておりまして、先ほども少し答弁を致しましたけれども、全教科の中で指導をしなければならないというふうな項目も掲げられております。で、教育長はそしたらお前の考えはないかというふうなことも先ほど言われましたが、子どもにとっての道徳教育というのは、将来子どもがどのような場面に遭遇をしても、子どもが自分の力で適切に対応し、そして判断し行動できる力を養うということではないかというふうに思っております。

まあそのようなことから、学校では年間35時間、これは週に直しますと1時間の授業をですね実施すると

ということにしております。まあこれを受けた町内の小学校ではどのようなことを取り組んでいるかということでございますけれども、町内の1つの小学校の3年生の道徳教育を見てみると、この中に徳目というのがありまして、主として自分自身にかんすることというふうなこと、これはもう少し具体的に言いますと、自分でできることは自分でやり抜く、よく考えて行動すると、節度ある生活をするというふうなことがうたわれておるところです。

先ほど大西議員の発言の中にもありましたけれども、家族の崩壊というふうなこともあるというふうなことが言われました。そういうふうなことも考えてですね、主として集団や社会とのかかわりにかんすることの中では、父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくるということも、この3年生の道徳時間の中では指導をしております。まあこのようにしまして、1年生から中学3年生までそれぞれにその年間の目標を定め、重点項目を定めて指導をしているというところでございます。

議長（小永正祐君）

大西君。

17番（大西章一君）

産業の振興についてはですね、まあ近々特産品の加工場も胸の内に持ってるという答弁もいただきましたので、まあ期待しておきます。

それから次に住宅ですが、これは考えてないということで、まあ現状では大変厳しいということ。まあ分からぬわけではないですが。例えばですよ、ちらっと聞いた話ですが、一人当たり20万ぐらいの交付税が返つて来るということならばですね、仕事がなくても人口を食い止める、多少でも人口を増やすという積極策からいくならばですね、それと農集の財源持ち出し、これらも放っておけばですね、もう恐らく毎年入っても1人くらいでしょ。これがだんだんだんだん加入率は高くなってしまっても、入ってた家が留守になってくる、そういう可能性は当然考えておかなければいけない問題じゃないかと思うのです。そういう意味から考えたときにですね、まあ先ほどちょっと繰り返し質問したのは、もしもその公共住宅を建てる考えがあればですね、1つは町民のためにやっぱりその農集のある集落へですねそういうものを建てて、水洗便所の生活どうですかという、逆に負の財産をアピールしていくですね、そっちも対応していくというような構想をぜひ持っていたいと。ほんでもまあ、私先ほども言ったように何かこう1つのことを1つずつばらばらにやるんではなくて、やっぱり連携を持った考え方をぜひしてもらいたいなど。まあそういう意味でも提言したつもりでしたが、まあ大変財源が厳しいということですので、控えたいとは思いますけども。矢野議員の言葉を借りるわけじゃないんですけど、特債の使い方をですね積極的に、あらゆるもんとこう連携を取りながら考えてもらいたいということが私の言いたいところです。まあ、そういうことで住宅の件はもうこれで。今現在では大変難しいと、考えてないということですので。

次に福祉バスのことはですね、ちょっと前向きに地域の協議会で検討していくということですので、私にもこれは実際には具体的な案はございませんので。ただ、これから広域の地域で検討していくかん課題になりやせんかということであま提言したわけですので、ぜひ積極的にですね地域の年寄りがですね、本当に交通弱者になってですね、買い物の楽しみもできないというようなことにならないように努めていただきたいと、そういうふうに思います。

それから最後の道徳教育ですが、私もう1つ、社会教育の方はどうですかと聞いたつもりでしたが、まあ答弁がなかったようですが。先ほど教育長も親孝行のことがちらつと出てましたけどね、私若いときに松下幸之助の講演を聞いたことがあります。ほんで、こないだ森精機の見学にも行きました。ほんで工場の中で社長さ

んいわくですね、うちの社員は給料の一割を親に送りますよということ。僕はあつ思うて、そしたら松下幸之助さんの何かかかわりありますか、松下塾でも行ったがですかってのをまあ聞いたがですけど、まあ松下さんはよくご存じですよという話の中で終わったわけですが。その本当の道徳教育というのは、親孝行をせよと言える親になるという話があるんです。それはなぜかというとね、親孝行する子が偉いんじゃないです。そういう子どもがね、みんなから持ち上げられて最後気の付いたときには大変大成しますよと。だから、そういう親になりなさいということを古くから伝えてるわけです。だから親孝行そのものは封建的な教えじゃないんですよね。なかなかそれは親孝行やれって難しいことですよ。けんど、それを平気で言える親にまずなりなさいということを私たちは聞いたがです。ほんでもまあそういう精神面のね、向上が僕は大事なことであって、ただ思いやりとか何とか言うけど、結局は自分中心なんですね。ほんでもまあ最近世の中で資本主義ですので、競争の社会。そしたらどうしても自分中心になるがです。自分中心で競争するもんだから、どうしても考えも自分中心になりますけどね。社会の秩序を保っていこうとするときにはやっぱり相手を先に考えるというぐらいの精神力がないとですね、本当は社会の秩序は保てれんがじゃないかと。今はそれが大変欠けてきてるというふうに思いますので、僕はまあわけの分からん道徳教育と笑われるかもしれませんけど、今一度精神教育の面でしっかり振り返ってみたいという考えはありませんかということでまあ教育長に提言してるわけですけど。まあ小学校の教育の話ばっかり出ますんで、ぜひですね社会教育の中にもそういう社会人を対象にですね、道徳教育の話もできる人もおりますんで検討していただきたいと、そういうふうに思います。

もう一度、答弁お願ひします。

議長（小永正祐君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

再答弁をさしていただきたいというふうに思います。

今大西議員が言われましたように、この世の中で本当にですね、今だんだんに相手のことを思いやり、そして優しくしていくということが少なくなっているのではないかなどというふうな気持ちも抱くときもあります。先ほども言いましたように親孝行、そういうふうなこともですねあまり言葉として聞かなくなってきております。

このような状況の中で、先ほどから小学校、中学校のことを申してきましたけれども、やっぱり社会の中でもですね、社会教育の中でもそういうことはしていかないかんというふうにも思っております。

私はいろいろな所でまああいさつもさしてもらうわけでありますが、その中でよく言うことはですね、やっぱりいたわりのある社会にしてほしいというふうなこともあいさつの中で言っておるわけでございますが、まずそういうふうな取り組みもですね、今後も考えていかなければならないというふうにも思っております。

議長（小永正祐君）

大西君。

17番（大西章一君）

3回質問しましたので、次へ進まさせていただきます。

2番目に堆肥センターの設立についてということですが、これはですね、町内には大変堆肥の材料が豊富にあるということがまず1点です。それからもう1点はですね、高齢化てきて、まあ高齢化しなくてもあれですが、その食育の社会の中で、最近有機物とか有機栽培とか非常に志向がですねそういうふうに流れまして、本当に堆肥を使ってないような農作物、科学肥料だけで育てたような農作物はですね、水耕栽培以外ではなか

なかこう評判が悪うなってきたと。まあ水耕栽培の場合はですね、全くこれ有機栽培と逆でですね、化学肥料ばかりなんです、育て方は。が、しかし電気も太陽じゃなくて電気でやりますし、虫は一切入ってこんいう部屋の中でですね、やるんですからまあ無農薬という形では水耕栽培の場合評価されるわけです。が、実際に食べておいしい、こくがあるというのはやっぱり有機栽培、有機物を使ったですね農作物、これには勝るものはない、そういうふうに私たちは経験で思ってるわけです。そこで最近ですね、僕はずうつともう、僕の一生はほとんど堆肥作りで終わったようなもんですから、堆肥はずっと作ってきました。ほんと幸いに隣の町にですね、シメジの生産者がおったためにですね非常にまあ作りやすいくいうか、安価なんで取り引きは頼んでくれたわけで、堆肥化してですね自分は努めてきました。ところがですね、その佐賀町の皆さんに聞くとですね、あれは使えんぞと。あんなもん使うたら大事ぞというような、まあ誰か失敗したんですかね。そういう話が先に走って、ほんと佐賀のニラ作りのハウスなんかでもほとんどシメジのかす、いい材料がありながら使ってないがです。まあ、私はそれ幸いに頂いて、自分は作ってきたわけですが。あれは素晴らしい材料で、まず特典から言いますとね、木材くずですので、普通使うと毒素が入ります。しかし、毒素があつたら菌茸の菌が生えてきませんので、それを毒素を抜くために蒸気をかけます。まあ殺菌も兼ねてですけど。蒸気で10時間ぐらいですか、100度の蒸気で毒素を抜きながら殺菌もするわけです。そうして米ぬかとふすまを混ぜて、そこへもうシメジの菌だけを植えるから、シメジがぱっと生えてくるいうががまあ原理ですけど。ただその出た当初を使うとまずですね、そのおがくずの毒素は抜けてるにしても、リグニン、タンニンが分解しませんので、熱を出します。その熱が出てるのをいなり放り込むとですね、根を焼いたり、あるいは振った肥料を吸い込まれたり、取られたりという現象で、恐らく佐賀の人たちはですねこれはいかんと。なかなか使えんと。が、逆に熟成したらですね、これほど簡単に地力のできるもんはないと思います。それは木材くずはわらと違うんですね、あのてっぺんから堆肥積んだら分かりますけど、ぐつと落ち着いたらかさががくんと減ります。わらなんかやつたらもうほとんど20分の1ぐらいに堆肥化したら減っていくと思います。が、木材くずは減っているようでも切り返したらまたふわっと出て、量があまり減らんがです。だからその地力作るのにもってこいの堆肥なんですが。

まあちょっと余談に走りますけど、そういう材料がですね、最近燃料も上がったことで堆肥屋が土佐市春野辺りから随分取りに来てたと思います。一時は僕も佐賀で買うようになってましたので。ところがそれが最近取りに来てくれなくなっと。何とかしてくれという情報がですね、菌茸の方から私たちの方へ入って来てます。これは大変、片方がもう今冬場になったら鍋の時代ですので、どんどんどんどん毎日出てくるわけです。これは処理に困ると思います。だからそういう意味からですね、それとまあ、時々私は佐賀を利用させてもらうですがブロイラーの鶏ふんも時期によっては行けばただでダンプも貸してくれてですね、どうぞ取ってくださいと。こういう状態が何度かあります。だから、本当に堆肥を作るにはね簡単ですと出来んですよ。ただその大方でも一時ね、農協と行政とがタイアップして堆肥センターを造ろうと、もう設計までいましたけど、残念ながら柳の川を守るというようなことであつた反対もあってですね、設計図が無駄になつたということがありますけれども。私はあのぜひ今回ですね、佐賀の何言いますかね、あのミカンが出たプロジェクト、(議場より「パイロット」との声あり) パイロット事業のですねあれで、空き地がかなり町の持つてる土地があると聞いておりますし、ぜひですね、この堆肥センターいうもん造つたらなど。ほいたら地元へ還元する、もう儲けるとかそういう話でなくて、できれば第3セクターのもんですね思い切つてこういう事業をやっていただけないかなと、そういう意味であつた質問してるわけですが。

いかがでしょう。こないだ漁師の漁労長じゃない漁業組合の方たちも話したら、時々底引きの製品にならん

小魚も大変なんだと、捨て場に困ると。ああいうもんもですね、あの堆肥の中に入れれば恐らく小魚であれば一月あつたら形も何もなくなってしまうと、そういうふうに思いますので。ぜひこの堆肥センターについて考えてもらいたいのですが。

いかかでしょう。1回目の質問。

議長（小永正祐君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

大西議員の堆肥センターの設立についてお答え致します。

議員が申されますように町内の堆肥の材料ですが、菌茸生産に伴う廃オガ、また養鶏から出る鶏ふん等がございます。この廃オガについては佐賀地区の菌茸生産農家11戸から排出されておりまして、現在は佐賀小黒ノ川の廃オガ置き場において発酵させて、近辺の農家が無償で利用しております。このほかに、先ほど申されました春野町の堆肥製造業者や四万十町の畜産農家が堆肥作りに利用をしております。また、養鶏から出る鶏ふんについては、鶏舎に併設した堆肥舎で独自に発酵させて、堆肥にして販売しております。数量は年間にして約4千袋ぐらいを販売しております。

町内の園芸施設への供給ですが、JA高知はたでは大月町と清水市の方に堆肥センターがありまして、現在は大月町の堆肥センターから町内の園芸農家の方に供給されております。堆肥は樹皮堆肥ということで、まだ供給には余裕があると聞いております。また、畜産堆肥については四万十市や宿毛市からも供給されております。

堆肥センターについてのこれまでの農協の方で検討されてきた経過がありますが、先ほど言わわれたようににおいの問題、また排水の問題で、適当な設置場所がないということで進んでおりません。

菌茸栽培から出る廃オガについてはですね、近辺農家また堆肥製造、また山切り工事等の吹きつけ等の材料に使用されてきた経過ありますが、近年の工事の減少などによってですね、やや過剰となる傾向がありまして、このため農協では路地野菜、また果樹園等への供給を検討しております。

先ほど言わわれましたその施設園芸等の投入ですけど、農協に聞きますと栽培品目によって肥料設計に基づいてやっているということで、堆肥の成分調査なども必要ということを聞いております。また病害虫の関係等、その発酵度合いの状況調査も必要であるということで、まだそこまでは至ってはいないということを聞いております。

町内で発する堆肥材料を活用することは、まあ農地還元等そういうことは必要だと思いますので、これからもですね来年稼動される堆肥、藤縄の施設等も稼動されて、堆肥の量としては増える傾向にあると思いますので、そのへんもですね農協と協議していきたいと。

施設整備においてはですね、事業計画は周辺への影響いろいろなことがありますので、慎重に検討する必要がありますので、関係機関で協議して対応したいと、このように考えております。

議長（小永正祐君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ今の答弁ではですね、まあそこに回転もしてるし、需要先もあるというようなことですね、あんまりこう主にして考えてないというような答弁だったと、私は思ったわけですが。実はですよ、本当にこれ素晴らしい材料なんですね。僕は自信持つて言えると思うんです。だから、何も大月の方のよね、あのバーカー堆肥ですか、先のものを取り寄せたら施設園芸隣あたり臭いとか。どうも肥料とね、堆肥とを一緒に考えちょ

うがやないろかと。堆肥はですね、完全に発酵させて済んだら無臭になるですよ。無臭にならにや使うたら怖いですよ。アンモニアのにおいとか、いろんなにおいがしてるうちはまだ堆肥と言えないがですよね。だからその堆肥屋がちょっと幅を広げて失敗する、企業で企業的にやるとすると失敗するというのはそこなんですよ。やっぱり、最初には完全なもんを作つて提供してたけれども、注文が多くなつたら手抜きになつてですね、ざまに積み込んで出来の悪いがも一緒に配ると、こういうようなことをするからですね、施設園芸のハウスなんかコストが高いですで1回そういうのをもらつたら、失敗したらもう二度と注文はないと。そういうことで潰れる。僕は身近に素晴らしい材料があるんで、しかもいい堆肥になるがですからね。まあ先ほどからも質問してた、もっと積極的にねやつていただいたらどうかなと。こういうものはわざわざよそから取り行きようがでしょう、今でも堆肥屋が。ただ、こないだから話聞くと、どうもその堆肥も高いようでは農家も取ってくれんというような需要の方がですね、若干下がつてくるために今度は菌茸の方ではね、余つてくるから何とかしてくださいよと。ただそうなんですね。ほんと、農家の方もどんどん弱ってきて老齢化するし、施設園芸はほとんどがですねその堆肥はあてにならんと、むらがあるというようなことで、輸入のわらを買つたりですね、それからサトウキビの先をですね、輸入した物をうてるわけです。

だからもう1つ併せて言いたいですね、今度来年4月からですか、もう3月。サトウキビがこの黒潮町の国営農地の空き地を利用して5町歩だけ、もう作付けするように計画されてるんですね。そしたらそれを搾つた搾りかすですね、また副産物としてどっさり出てくるわけですよ。それらをね、やっぱり僕はほんと先ほどから言いようこう1つのことを単純に考えるがやなくて、企業が来れば次に何ができる、副産物と。ほいたらそれをどう受けてやるかという、そこまで考えてやらんとですね、なかなかうまくいかんがじやないかと。またそれを回転さすのがよね、今言われる何とかエコとか何とかですよ。最近。ほんとサイクルの一貫として、僕は産業の一貫としてね、ぜひこの堆肥センターいうものの位置付けをしてですよ、農家のためにも、それからまた今度来てくれる菊水ですか。サトウキビを5町歩。これも国営農地の遊休地を全部当たつですね、いよいよ本格的に重機を入れてですよ、少々木の生えているような畑ももう1回畑にして、サトウキビを植えろうと。これもう来年は始まりますよね。私たちは今、農業委員会もなぐれてあのタッチしてやってますんで。これ来年は植わりますよ、5町歩はね。まあそれは、全部木が生えているようなところは素粘土ですので植えれないにしてもですね、一挙に2、3町歩のサトウキビ畑は、確実に来年は植わるわけです。もう暮れか年明けには汁を搾るわけですね。それのかすもよね、これなかなかそれは腐らいてくれたら使うちゃるという人はおつてもですよ、そこで汁を搾る片つ端あらけてくれるいうところはないはずですね。

だからそういう意味からも僕はね、もう一度何か、何にもしなきやね何にも生まれんですよ。けど何かをすればよ、連鎖反応起こしてね、いろんなもんが生まれてくる。そういうことをぜひやつていただきたいためにですね、まあ今日は具体的に堆肥センターを別枠に外して、まあ今質問してるわけですが。

1つだけこう前向きに、よっし検討しますというような姿勢がほしいのですが、いかがでしょう。もう最後になりましたので。

議長（小永正祐君）

町長。

町長（下村正直君）

佐賀地域のキノコのですね、栽培から出るオガの豊富な資源としての利用、それからまたサトウキビの殻が今からも発生するんじやないかというようなことで、あのそのことはよく分かります。が、まあ堆肥センターもですね一口に言いますけど、なかなか今までの事例的に見てもですね、採算が合うような状況はむしろ珍

しいというふうな把握もしております。ほんで、まあ行政として第3セクターでそういうものを出費覚悟でですねやるかよということになつたら、それも今の財政状況の中では大変厳しいものがあるんじやないかと思います。

まあいざれにしても、何かをしないと何も起らんということではございますが、そこらへんですね、黒潮町がある程度財政的に今何とか、これから先は大変厳しいものもあるかと思いますけども、何とか健全といいますか県下の比較の中ではどうにかやっておるという状況も、実を言うと、私は第3セクターを抱えてないと、不良な。これは大きな原因の1つやというふうに思つてます。ですから、これから先もですね、第3セクターというのはちょっと、私としては積極的にはあまりやりたくないというふうに思つております。

それと、この堆肥についてはまあ産業構造もいろいろと変化していく中でですね、少なくとも広域で施設を整備するというような考え方はどうかなというふうに思つてます。今、総合病院なんかもですね、四万十市あたりは大変苦労をしておられますけども、なかなか今からの1つの市町村で総合的な何かを抱えるというのは非常に困難な時代じゃないかなというふうに思つてますので、堆肥センターについても広域でぜひその今のある施設を増強するなりですね、また新しいものにするなり、そういうふうに考えたいなど。

まあどっちにしてもJAあたりがですね、このことについては将来的な展望の中でいろいろと協議を必要かと思いますので、まあ、いろんな角度で検討はしたいと思ってます。

議長（小永正祐君）

大西君。

17番（大西章一君）

もう3回目ですがあれですが、まあぜひ、もう最後ですが、何もしなきや何も生まれないということですね、それから、まあできるだけ人の懐で相撲を取るいうようなことでなしにですね、もう少し積極的に自主策、自営策を打ち出していただきたいという言葉を提言致しまして終わります。

議長（小永正祐君）

これで大西章一君の一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 23分